

被災事業者 事業継続支援事業費補助金

申請期間

令和6年10月23日(水)から令和7年2月28日(金)まで

令和6年7月の大雨により被害を受けた小規模事業者が行う、
災害復旧に要する経費の一部を助成します。

補助率等

- 補助率 2/3以内
- 補助上限額 50万円(下限額10万円)

補助対象経費

- 被害を受けた施設の修繕
- 被害を受けた設備の修繕(修繕困難な場合のみ購入(入替)も可)

※ 購入(入替)の場合は、被害を受ける前と同程度の機能を有するものに限りま

※ 補助対象経費に該当するか、必ず要綱等でご確認ください。

※ 大雨により被害を受けた証明として市町村が発行する書類が必要です。(施設の修繕は「罹災証明書」等、設備の修繕・購入は「被害証明書」等)

補助対象者

令和6年7月の大雨により被害を受けた県内の小規模事業者

- ※ 小規模事業者とは、中小企業基本法等に規定する小規模事業者等を指します。
- ※ 農業、林業、漁業、風俗営業事業者など、一部対象外の業種があります。
- ※ 補助対象者に該当するか、必ず要綱等でご確認ください。

<小規模事業者の定義>

業種	常時使用する従業員数
商業・サービス業 (宿泊業・娯楽業除く)	5人以下
サービス業のうち 宿泊業・娯楽業 製造業その他	20人以下

[補助金申請の条件]

- ・ BCP(事業継続計画。国が認定する事業継続力強化計画を含む)を策定予定または策定済みであること
- ・ 事業完了後5年間、毎年実施する追跡調査に協力すること

秋田県中小企業応援キャラクター
「がんばっけさん」

詳細は、ウェブサイト(美の国あきたネット)からご確認ください。▶

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/76499>



事務手続の流れ

申請者側

被害を受けた施設・
設備の復旧

申請前に対象施設・設備を復旧し、支払い等も完了する必要があります。※補助対象経費を必ず確認してください。

1 提出書類の準備

提出に必要な書類はウェブサイト等の「要綱・手引き等」をご確認ください。

2 補助金交付申請書(兼)
実績報告書の提出

お近くの各商工会議所・商工会窓口にご提出してください。
[令和7年2月28日まで]

3 審査

内容を審査し、修正・再提出をお願いする場合があります。

4 交付決定

適当と認められた場合は、交付決定通知書により通知します。

5 補助金交付

補助金の振込時期は、書類の提出から1か月程度を予定しております。なお、申請多数の場合など、振込が遅れる場合があります。

県(商工会議所・商工会)側

問い合わせ先・提出先

お近くの各商工会議所・商工会にお問い合わせ・ご提出ください。

商工会議所

大館商工会議所 0186-43-3111	秋田商工会議所 018-866-6677	横手商工会議所 0182-32-1170
能代商工会議所 0185-52-6341	大曲商工会議所 0187-62-1262	湯沢商工会議所 0183-73-6111

商工会

かづの商工会 0186-22-0050	白神八峰商工会 0185-77-3161	仙北市商工会 0187-54-2304
北秋田市商工会 0186-62-1850	男鹿市商工会 0185-24-4141	大仙市商工会 0187-75-1041
大館北秋商工会 0186-55-0406	湖東3町商工会 018-852-3460	美郷町商工会 0187-84-0560
上小阿仁村商工会 0186-77-3109	潟上市商工会 018-877-3456	よこて市商工会 0182-42-0406
二ツ井町商工会 0185-73-2953	河辺雄和商工会 018-882-3523	ゆざわ小町商工会 0183-42-2163
三種町商工会 0185-83-3010	由利本荘市商工会 0184-23-8686	羽後町商工会 0183-62-1157
藤里町商工会 0185-79-1529	にかほ市商工会 0184-38-3350	東成瀬村商工会 0182-47-2151